

固定資産(税)の確認と証明書の取得ができます

📍 ①②その他 税務課 資産税グループ(1階10番窓口、☎561-2310、📠561-2479)

③税務課 諸税管理グループ(1階8番窓口、☎561-2308、📠561-2479)

	確認・証明取得できる内容	確認・証明取得できる人	持参するもの	手数料
① 縦覧	土地価格等縦覧帳簿 (所有者に関する事項は縦覧できません)	市内の土地の納税者 納税者から委任された人	委任状※	無料
	家屋価格等縦覧帳簿 (所有者に関する事項は縦覧できません)	市内の家屋の納税者 納税者から委任された人	委任状※	
② 閲覧	固定資産課税台帳	所有する土地・家屋の 評価額など	市内に土地・家屋を所有する人 所有者から委任された人	350円 (①の縦覧期間は無料)
		借地の評価額など	借地人 賃貸借契約書	
		借家の評価額など	借家人	
③ 証明	固定資産税の証明書	固定資産課税台帳に記載の登録事項	固定資産課税台帳を閲覧できる人	350円

(運転免許証・健康保険証など)
本人確認ができる書類

- 🕒 ① 4月2日(月)～5月31日(木)の平日 8:30～17:15 ※法人は代表者印のあるもの
② 4月2日(月)～来年3月29日(金)の平日(年末年始は除く) 8:30～17:15
③ 4月2日(月)～の平日 8:30～17:15

📍 ①②税務課 資産税グループ(1階10番窓口)、③税務課 諸税管理グループ(1階8番窓口)

固定資産価格の審査の申し出について

固定資産の価格に変更があり、不服があるときは、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

申出期間 4月2日(月)～納税通知書が届いてから3カ月以内

家屋の固定資産税について

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日の所有者に課税されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- **家屋を建てたときは連絡を**
家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。床面積10平方メートル未満の小規模な家屋を建てたときや、既存の家屋の増築をしたときは、ご連絡ください。
- **家屋を取り壊したときは届け出を**
届け出がないと、課税される場合があります。
- **住宅用地に対する特例の適用について**
住宅用の敷地として使用している土地は、住宅用地に対する課税標準の特例で、税額が低く抑えられています。住宅を取り壊したり、住宅用地以外の利用をしたりすると、特例の適用が受けられなくなり、税額が上がる場合があります。



国民健康保険・後期高齢者医療制度

📍 保険年金課①②国民健康保険グループ(1階、☎561-2366、📠561-2480)

③長寿医療グループ(1階、☎561-2358、📠561-2480)

- ①国民健康保険の被保険者証
有効期限は3月31日(土)です。4月からの被保険者証(紫色)は、3月中に世帯主宛てに郵送します。
- ②国民健康保険高齢受給者証
有効期限は7月31日(火)です。世帯の70歳以上の国民健康保険加入者の所得などに基つき、病院などでの支払いの負担割合を示しています。8月以降の受給者証は、昨年の所得などで負担割合を見直し、7月中に郵送します。
- ③後期高齢者医療制度の被保険者証
有効期限は7月31日(火)です。8月以降の被保険者証は、7月中に郵送します。

募集 市職員(上級職)

申・問 職員課(7階、☎561-2314、📠561-2490)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

📧 4月4日(水)までに、直接か郵送で

職種	土木職	電気職
採用人数	若干名	1人程度
受験資格	昭和57年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人 ※経験要	昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人 ※経験要
採用予定	7月1日	

水道の閉栓連絡をお願いします

📍 水道お客様センター(2階、☎561-2441、📠561-2481)

転出などで水道を使わなくなる場合は、2～3日前までにご連絡ください。閉栓の連絡がなければ、使用していても基本料金がかかります。

マンション・アパートなどの共同住宅に住んでいる人は、管理人や管理会社などに連絡してください。

市県民税(普通徴収)もクレジットカードで納付できます



📍 納税課(1階、☎561-2311、📠561-2479)

平成30年度から、市県民税もインターネットを通じてクレジットカードで納付ができます。利用を希望する人は、4月13日(金)までに手続きしてください。詳しくは、お問い合わせください。

※納付書ごとに決済手数料がかかります。



漏水調査にご協力ください

市では、安心・安全に水をお届けするため、道路に埋められた水道管の漏水調査と、それに伴う修繕工事を実施しています。

調査のために、敷地内に職員が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。
調査員 腕章を着用した市職員が、2人1組で訪問します。

調査方法 音聴棒という流水音を聞き取る道具を、水道メーター一部に当てて調査します。後日再調査し、修理工事を行うことがあります。

強引なセールスにご注意!

最近、「無料点検を行っている」「この一帯を回っている」などとかたて訪問し、浄水器の購入や水道設備の点検、公共汚水ますや宅内の排水施設の清掃などを強引に勧め、高額な料金を請求されるというトラブルが多発しています。

市では、このような業者をあつせんすることはありません。不審に感じたら、担当課までご相談ください。

📍 上下水道施設課(2階、☎561-2402、📠561-2481)